

都市計画マスタープランの改定について(中間報告)

1 北九州市都市計画マスタープランの位置づけ

北九州市都市計画マスタープランは、「北九州市基本構想・基本計画」や県が定める「都市計画区域の整備、開発保全の方針」を上位計画とし、都市計画法第18条の2の「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定められます。

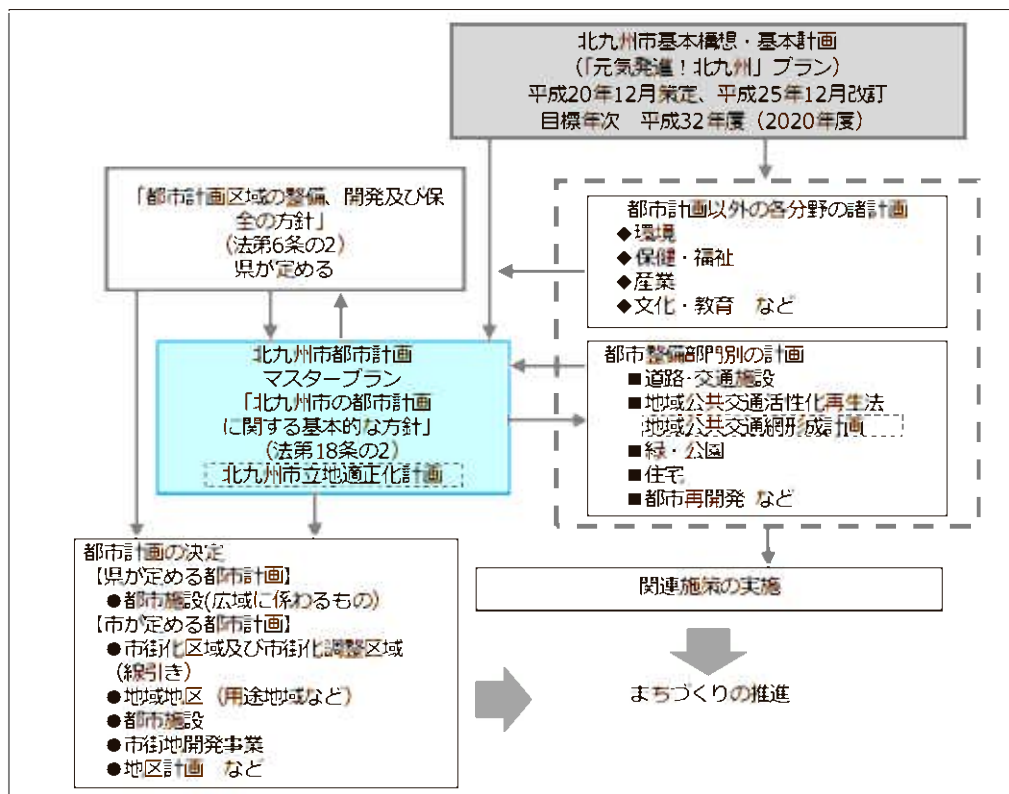


図 北九州市都市計画マスタープランの位置づけ

2 計画改定の背景と目的

本市では、平成15年11月に北九州市都市計画マスタープランを策定し、街なか居住などコンパクトなまちづくりを都市計画の基本的な方針として明確にし、諸施策を総合的に展開してきた。

本市を取り巻く社会・経済情勢は刻々と変化しており、特に、急速な人口減少と超高齢化に対応した持続可能なまちづくりの必要性が高まっていることや昨年度、都市計画マスタープランの一部とみなされる「北九州市立地適正化計画」が策定されたことを受け、北九州市都市計画マスタープランを14年ぶりに改定するものである。

3 これまでの取組状況等

| | |
|-----------|------------------------------------|
| 平成15年11月 | 都市計画マスタープラン（全体構想）を策定 |
| 平成17～21年度 | 都市計画マスタープラン（地域別構想）を策定 |
| 平成20年12月 | 「元気発進！北九州」プランを策定 |
| 平成25年12月 | 「元気発進！北九州」プランを改定 |
| 平成28年 9月 | 北九州市立地適正化計画を策定 |
| 平成28年10月～ | まちづくり専門小委員会で検討を開始 |
| 平成29年 1月 | 北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を 県が策定 |

4 北九州市都市計画マスタープラン改訂版(素案)の概要【資料1】

(1) 都市計画の基本理念

豊かな「暮らし・産業・自然」を育む多様な連携によるコンパクトなまちづくり
～都市ストックを生かし、緑や水が豊かにまもられ、
街なかが生き生きと輝く世界の環境首都をつくる～

(2) 都市計画の目標

- ①すべての市民が安心して暮らせるまちをつくる
- ②にぎわいと活力があるまちをつくる
- ③訪れたいまち、住みたくなるまちをつくる
- ④環境にやさしいまちをつくる
- ⑤市民、行政、多様な主体が連携したまちづくりを進める

5 改定スケジュール(予定)

| | |
|-------------|---------------------|
| 平成29年8月1日 | 計画(素案)の常任委員会報告 |
| 8月15日～9月14日 | 計画(素案)のパブリックコメント |
| 9月22日 | 公聴会（※希望者がいれば開催） |
| 12月頃 | パブリックコメント結果の常任委員会報告 |
| 平成30年 2月頃 | 都市計画審議会の意見聴取 |
| 3月頃 | 議会報告 |
| 3月頃 | 「都市計画マスタープラン」の公表 |